

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二五〇
- 計量器の定期検査を実施する件 二五〇
- 保安林の指定をする予定である件二件 二五〇
- 保安林の指定実施要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二五二
- 耕地整理組合の臨時代理者として指定した件 二五三
- 公 告
- 落札者を決定した件三件 二五三
- 随意契約の相手方を決定した件二件 二五四
- 肥料を登録した件 二五四
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件 二五五
- 福 島 県 警 察 本 部
- 一般競争入札を行う件 二五五
- 福 島 県 人 事 委 員 会
- 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 二五五
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 二五五
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 二五五
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 二五九

## 告 示

**福島県告示第三百九十一号**  
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和七年五月二十七日救急病院として認定した。  
 令和七年五月三十日

名称 福島県厚生農業協同組合連合会鹿島厚生病院  
 所在地 南相馬市鹿島区横手字川原二番地  
 福島県知事 内堀雅雄  
 認定有効期限 令和一〇年五月二六日  
 （地域医療課）

### 福島県告示第三百九十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
 令和七年五月三十日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査  
 福島県知事 内堀雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
石川郡石川町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	七月一日 午前一時から 午後二時まで 午後一時から 午後四時まで	石川町共同福祉施設
同 郡古殿町		七月二日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	古殿町役場
同 郡浅川町		同 午後二時から 午後四時まで	浅川町共同福祉施設
同 郡玉川村		七月三日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	玉川村役場
同 郡平田村		七月四日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後二時まで	平田村中央公民館



一八、二〇の一、二二の一、五七、五八、字本町一〇の一から一〇の三まで、一〇の六、一一の一、一二の一、一二の二、一四、一六から二〇まで、二二の一、二二の二、二二から二五まで、二六の一、二六の二、二八、三五、三六の一、五二

二 指定の目的  
潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、浪江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を矢祭町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年五月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

矢祭神社

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和七年福島県告示第三百二十六号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第三百九十六号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、相馬郡福浦村行津耕地整理組合の臨時代理者として令和七年五月二十二日次の者を指定した。

令和七年五月三十日

臨時代理者の氏名及び住所

泉田 重章 福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字内匠町六番地二

(農村計画課)

公 告

福島県知事 内堀雅雄

**公告第110号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年5月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県税務システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 落札金額  
60,390,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和7年2月7日

（税務システム課）

**公告第111号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年5月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号
- 5 落札金額  
82,104,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和7年2月7日

（施設管理課）

**公告第112号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム庁内無線LAN整備業務（本庁ほか）機器賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年5月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステム庁内無線LAN整備業務（本庁ほか）機器賃貸借 一式

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年3月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額  
101,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和7年2月7日

(デジタル変革課)

#### 公告第113号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム改修(自動車登録番号アルファベット導入・個人番号マスキング対応)業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年5月30日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県税務システム改修(自動車登録番号アルファベット導入・個人番号マスキング対応)業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
83,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

(税務システム課)

#### 公告第114号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるシステム運用保守点検業務(流総管理)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年5月30日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
システム運用保守点検業務(流総管理) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通Japan株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
- 5 随意契約に係る契約金額  
73,150,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約  
 7 随意契約とすることとした理由  
 特例政令第11条第1項第2号該当

(土木総務課)

公告第百十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

令和七年五月三十日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	登録の有効期限
			アルカリ分					
868	副産石 灰肥料	HPW G	45.0		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	保土谷 化学工業株式会社	東京都 港区東 新橋一 丁目9 番2号	令和13年5 月19日

(農業総合センター)

公告第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、幅下一号堰管理規程について、令和七年五月十三日次のとおり認可した。

令和七年五月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 管理規程を定めた者の名称  
請戸川土地改良区
- 二 管理規程の概要

- 1 取水に関する事項  
堰管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月二十六日から九月五日までのかんがい期間にあつては、堰から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項  
堰管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

## 福島県警察本部

- 3 漏水、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項  
堰管理責任者は、かんがい期間において必要用水量の不足があった場合には、理事長の指示により取水管理に努めなければならない。洪水警戒体制をとったときは遅滞なく理事長に報告するものとする。
- 4 その他施設の管理に關し必要な事項  
堰管理責任者は、堰管理日誌を備え、当該堰の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村計画課)

## 福島県警察本部公告第60号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交番・駐在所等ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年5月30日

福島県警察本部長 森 末 治

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品の名称及び数量 交番・駐在所等ネットワークシステム機器 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
  - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 令和7年12月1日から令和12年11月30日まで
  - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品（以下「本件物品」という。）又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、本件物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
  - (4) 本件物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年6月20日(金)午後5時まで次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和7年5月30日(金)から同年7月9日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。また、電子メールによる配布を希望する場合は、件名に本件入札に係る公告番号及び借入物品の名称を、本文に請求者名、担当者名及び連絡先を記載した電子メールを次のメールアドレス宛に送信の上、3に掲げる電話番号まで請求の旨を連絡すること。なお、入札説明書等は、当該送信に用いた電子メールアドレスに送付する。

fp-nyuusatu@police.pref.fukushima.jp

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和7年7月10日(木)午前10時

(2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年7月9日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: Electronic equipment and data transmission circuits for the network system connecting of police facilities including police boxes, residential police boxes, and so on. (including related costs concerning installation, maintenance and removal of the equipment, and omstallation, setup, adjustment, transition, formulation and tests of the software, etc.) 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 10 July 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 9 July 2025

- (4) Contact point for the notice: Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

## 福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年五月三十日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

### 福島県人事委員会規則第十号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中 「障がい者総合福祉センター」 所長 次長  
若松乳児院 院長 次長」 を「障がい者総合福祉センター」

所長 次長」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

### 福島県人事委員会規則第十一号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則(平成二十八年福島県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改める。

別表第二知事部局の部本庁機関の項第十八号中「福島県行政組織規則の一部を改正する規則(令和五年福島県規則第二十四号)による改正前の福島県行政組織規則第二十三条に規定する」を削り、同表企業局の部第五号を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

### 福島県人事委員会規則第十二号

## 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の九の二第一号中「扶養親族（二）の下に「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計のみちがなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び」を加える。

第三十三条の九の三を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（改正条例附則第七条第三項の規定による寒冷地手当に関する経過措置）

2 この項及び次項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 改正条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七条例第四十九号）をいう。

二 新寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第七条第二号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。

三 特定旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第七条第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。

四 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第七条第四号に規定する継続特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。

3 改正条例附則第七条第三項の適用を受ける職員に対しては、その新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であった期間を継続特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして同条第二項の規定を適用したとすれば算出される額の寒冷地手当を支給する。

（採用給与課）

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

## 福島県人事委員会規則第十三号

## 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二伊達郡の項中「川俣町立山木屋中学校」を「川俣町立山木屋小学校」に、「二級」を「二級」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

（採用給与課）